

ビルメンテナンス業におけるカーペット等のしみ抜き作業に使用される化学物質の例

チェック	成分名（別名）	CAS RN	有機則	特化則	RA対象物※	濃度基準値	がん原性物質	皮膚等障害	毒劇法	GHSPピクトグラム	備考
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2			●	●					
<input type="checkbox"/>	イソプロピルアルコール	67-63-0	●		●						
<input type="checkbox"/>	プロパン-1, 2-ジオール	57-55-6			●						
<input type="checkbox"/>	(4R)-パラ-メンター-1, 8-ジエン; [d-リモネン]	5989-27-5			●			●			
<input type="checkbox"/>	n-ノナン	111-84-2			●	●					

※RA対象物：リスクアセスメント対象物

ビルメンテナンス業におけるカーペット等のしみ抜き作業 化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、**ビルメンテナンス業におけるカーペットのしみ抜き作業**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
 - ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
 - ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
 - ④ **洗浄剤の塗布・ウエスでの拭取**：洗浄剤の原液を小分け容器等に移し、洗浄剤をカーペット等にブラシで塗布し、ウエス等でふき取りを行い乾燥させる一連の作業。なおスプレータイプの洗浄剤は、本マニュアルの対象外です。特に吸入対策について十分か、リスクアセスメントを実施の上、確認してください。
- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
- 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策では不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル※2に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。
- マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）

※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。

ビルメンテナンス業におけるカーペット等のしみ抜き作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業員 (又は職長等)
---------	------------	-------------

作業情報

作業内容	化学品名・メーカー名	化学物質名	※裏表紙のチェック欄に✓
取扱会社名	元請会社名	作業期間	備考 (任意)

化学物質取扱時の留意点

危険性 (火災爆発に関連)	 ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発・火災のおそれがある。	リスク低減対策	 防護手袋  サイドシールド付き保護眼鏡  フェイスシールド  部分防護服 (前掛け)  アームカバー
有害性 (健康有害性に関連)	 ○吸入すると有害 ○接触により皮膚及び眼への損傷を起こすおそれ ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。	保護具の留意点	○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。 ○脱いだ手袋は、密閉可能な容器または袋に廃棄する。
緊急時の対応	○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹼水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。	実施すべき事項／留意点	○洗剤の小分け容器には、「洗剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「使用場所」「混ぜるな危険 (必要に応じて)」を貼付する。 ※リスクアセスメント対象物を裾切値以上含む場合は、法令で規定された内容の表示も行う。 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。

リスク低減措置

作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
① 洗剤の塗布・ウエスでの拭き取り	作業中は換気扇を作動させる。	ニトリル/ネオプレンゴム (0.2 mm厚) の保護手袋を着用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	-	保護手袋に付着した洗剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※①を記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入

記録欄

異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載	その他記録
--------------	---	--------------